

公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業プロポーザル審査要領

公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業委託プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画提案内容 (65点)
- (2) 業務実施能力 (15点)
- (3) 見積価格 (10点)
- (4) 社会政策推進への配慮 (5点)
- (5) 県内事業者 (5点)

3 審査会の構成員

このプロポーザルにおける審査会は、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課および関係課室の職員3名で構成する。

4 審査会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催します。

- (1) 日時
令和8年5月8日(金)(参加者には2営業日前までに開始時間等連絡します)
- (2) 開催方法
オンライン(Zoomを使用)で実施
- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は、1者15分とします。
 - ② プレゼンテーション資料については、原則として企画提案書とします。
(企画提案書のレイアウトを変更した資料の使用は可とします。)
 - ③ プレゼンテーションの参加者は、1社(1共同企業体)当たり8名までとします。
 - ④ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

5 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別記「評価項目」に基づいて審査を行います。
- (3) 共同企業体として企画提案を行う場合、評価項目の9から14については、当該共同企業体のいずれかの構成員が該当すれば、評価します。
- (4) 予定価格の範囲内において、各審査員による評価の総合点が最も高い企画提案書の提出者を契約予定者として選定します。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としません。

6 企画提案の採否

企画提案の採否(審査結果)は、各参加者あて書面により通知します。

別記 令和8年度公用車のEVカーシェアリング導入可能性調査業務 評価項目

1 審査の評価項目および配点

項目番号	評価項目・主な着眼点	配点	評価	得点	重み付け					
1	事業の実現可能性 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・事業の実現可能性があるスケジュールとなっているか。 ・本事業の趣旨を踏まえた実現可能性の高い、効果的な提案となっているか。	10	大いに認められる かなり認められる 普通 あまり認められない ほとんど認められない 評価不能	5点 4点 3点 2点 1点 0点	×2					
	2					EVカーシェアリングの準備・運営 ・車両、充電器の調達および設置工事について仕様に沿った具体的な提案となっているか。 ・具体的なカーシェアリングシステムの設計、運営について計画されているか。 ・充電器の撤去等事業終了後の原状回復について計画されているか。	25	×5		
3		利用促進のための広報・PR 以下の調査について具体的に計画されているか。 ・EVの価値を伝え、利用率を上げるための広報・PR ・集中的なPR期間とその内容			20	×4				
		4							県民のCO2削減意識向上や行動変容 (EV/シェア利用意向向上)への有効性の検証 以下の調査について具体的に計画されているか。 ・EVカーシェアリングの満足度調査 ・運行データによる利用目的・ニーズに関する分析 ・EVカーシェアリング導入が県民に与える影響の調査 ・取得したデータからCO2削減量を含む施策効果の測定	10
5	業務の実施体制 ・業務遂行のために十分な人員体制が確保されているか。 ・県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。				5	大いに認められる かなり認められる 普通 あまり認められない ほとんど認められない 評価不能	5点 4点 3点 2点 1点 0点	×1		
	6	独自提案 本業務の実施にあたり、カーシェア業務の認知度向上のための施策をはじめとした本業務および県の温室効果ガス排出削減に資する独自の取組についての提案がされているか。							5	×1
		7								
8	見積価格 ・業務実施の経済性が優れているか。	10			予定価格に対し、 80%未満 80%以上85%未満 85%以上90%未満 90%以上95%未満 95%以上同額以下	10点 8点 6点 4点 1点	×1			
	9							・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1	登録または認定あり 登録または認定なし
10	・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出を行っているか。	1			締結または届出済み 未済	1点 0点	×1			
11	・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、いずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1	該当 非該当	1点 0点	×1					
12	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1	認証または認定あり 認証または認定ありなし	1点 0点	×1					
13	・環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。	1	登録または認定あり 登録または認定なし	1点 0点	×1					
14	県内事業者 ・県内に本店を有する事業者か。	5	県内に本店を有する 県内に営業所を有する 県外に本店を有する	5点 3点 0点	×1					
合計			100							